

秋田県高齢者施設等の職員等への集中的検査実施要領

1 目的

高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、保護施設、その他県が必要と認める施設等（以下「高齢者施設等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染状況を早期に把握し、必要な感染防止対策を的確に実施するため、高齢者施設等の職員に対する集中的検査を実施する。

2 定義

- (1) 高齢者施設とは、所在地が秋田市である施設を除く、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援をいう。
- (2) 障害者施設とは、所在地が秋田市である施設を除く、障害者支援施設、療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援をいう。
- (3) 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームをいう。
- (4) 保護施設とは、所在地が秋田市である施設を除く救護施設、授産施設をいう。
- (5) その他県が必要と認める施設等とは、児童相談所、児童自立支援施設、女性相談所、婦人保護施設、精神科病院（総合病院を除く。）等とする。

3 検査対象者

- (1) 高齢者施設等に従事する全ての職員
- (2) 高齢者施設等の入所施設等における新規入所者
- (3) 高齢者施設等の既入所者については、発熱、咳、喉の痛み、その他の体調不良等の症状のある者等についても、検査の対象に含めることができるものとする。

4 検査の流れ

- (1) 県から高齢者施設等に対し、集中的検査について通知の上、抗原定性検査キットを送付する。
- (2) 高齢者施設等において、通知内容等を確認の上、検査を準備。抗原定性検査キットを受け取り、検査を実施する。
- (3) 検査の結果、陽性になった時は、連携医療機関等に連絡し、受診する。
- (4) 検査実施後、抗原定性検査キットの使用実績及び検査結果をとりまとめ、県に報告する。

5 検査実施体制

- (1) 高齢者施設等においては、配置医師や連携医療機関等との連携により、検体採取等に関する助言を受けることや、検査結果が陽性だった場合に速やかに相談できる体制を確保する。
- (2) 検体採取は、医療従事者（看護師等）の管理下で行う。ただし、医療従事者が常駐しない施設等については、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員（以下「検査実施管理者」という。）の管理下で、自己検査を行うことができる。
- (3) 検査実施管理者は、検査に関する研修として「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットの添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を実施した職員とし、高齢者施設等においては、研修受講者名簿を作成しておく等、適切な管理を行う。

6 検査実施方法

- (1) 被検者自身が検体を採取し、抗原定性検査により行うものとし、医療従事者又は検査管理者の管理下で実施する。なお、被検者以外の医療従事者が検体を採取する場合は、個人防護具（マスク、ガウン、ゴーグル、手袋等）を準備、着用の上で行う。
- (2) 検査の結果、陽性が判明した場合は、速やかに配置医師、連携医療機関等に相談し、再度検査の実施や確定診断を行える医療機関を受診する。ただし、やむを得ない事情があり、秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターの対象者となる場合は、登録センターに登録し、医師の診断を受けることも可能とする。

7 検査実施時期、実施頻度

- (1) 高齢者施設等の職員に対し、令和4年11月以降の当面の間のうち、県が別に指定する時期を実施期間として、1週間に2回程度の頻回検査を実施する。
- (2) 新規入所者及び発熱、咳、喉の痛み、その他の体調不良等の症状のある入所者については、必要に応じて適時、検査を実施する。
- (3) 濃厚接触者である自宅待機職員がいる場合、待機期間の早期解除のため、本検査を実施することができる。この場合、検査実施管理者がオンライン上で検体採取の立ち会い、検査結果の読み取りを行うこととする。

8 報告

検査を実施した際には、検査期間（毎週日曜～土曜日）の検査結果（検査件数、陽性件数等）を、翌週火曜日までに「秋田県電子申請・届出サービス」から報告する。

9 留意事項

本検査は、本人の同意の上で行うものであり、受検を強制するものではないため、事前に施設等で職員の了承を得る等して、検査を実施する。

10 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年11月21日から施行する。